

議案第 4 6 号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

飯能市長 大久保 勝

記

1 飯能市税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

平成３１年３月２９日

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市税条例の一部を改正する条例

飯能市税条例の一部を改正する条例

飯能市税条例（昭和25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第27条の7第1項中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第3条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第3条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第5条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第5条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第6条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条

第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第6条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について

移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第6条の3の次に次の1条を加える。

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第6条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第60条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項にお

いて「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第9条の2第3項の表以外の部分中「第4号」を「第5号」に改め、同項の表第1項中表以外の部分の項中「第4号」を「第5号」に、「本条」を「この条」に改める。

附則第12条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第

1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第12条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第12条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第12条第7項を同条第4項とする。

附則第12条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第27条の7の改正規定並びに附則第3条の4、第5条及び第5条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の飯能市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第27条の7並びに附則第3条の4及び第5条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第27条の7第1項及び附則第5条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第27条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第5条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は飯能市税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第14号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の飯能市税条例

		附則第5条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
--	--	------------------------------------

- 4 新条例附則第5条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

飯能市税条例新旧対照表

改正後	改正前
(寄附金税額控除) 第27条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、<u>法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額</u>(当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(2) 省略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 第3条の3の2 平成22年度から<u>平成45年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成	(寄附金税額控除) 第27条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、<u>法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額</u>(当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号に掲げる寄附金</u>を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第27条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)～(2) 省略 2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 附 則 第3条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成

18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。

(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)

(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者で

2 前項の規定の適用がある場合における
第27条の8及び第27条の9第1項の
規定の適用については、第27条の8中
「前2条」とあるのは「前2条並びに附
則第3条の3の2第1項」と、第27条
の9第1項中「前3条」とあるのは「前
3条並びに附則第3条の3の2第1項」
とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の
特例)

第3条の4 第27条の7の規定の適用を
受ける市民税の所得割の納税義務者が、
法第314条の7第11項第2号若しくは
第3号に掲げる場合に該当する場合又は
第27条の3第2項に規定する課税総
所得金額、課税退職所得金額及び課税山
林所得金額を有しない場合であって、当
該納税義務者の前年中の所得について、
附則第12条の3第1項、第12条の4
第1項、第13条第1項、第14条第1
項、第14条の2第1項、第14条の3
第1項又は第14条の4第1項の規定の
適用を受けるときは、第27条の7第2
項に規定する特例控除額は、同項の規定
にかかわらず、法附則第5条の5第2項
(法附則第5条の6第2項の規定により

あって、前年中において給与所得以外
の所得を有しなかったものが、前年分
の所得税につき租税特別措置法第41
条の2の2の規定の適用を受けている
場合

3 第1項の規定の適用がある場合におけ
る第27条の8及び第27条の9第1項
の規定の適用については、第27条の8
中「前2条」とあるのは「前2条並びに
附則第3条の3の2第1項」と、第27
条の9第1項中「前3条」とあるのは「前
3条並びに附則第3条の3の2第1項」
とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の
特例)

第3条の4 第27条の7の規定の適用を
受ける市民税の所得割の納税義務者が、
法第314条の7第2項第2号若しくは
第3号に掲げる場合に該当する場合又は
第27条の3第2項に規定する課税総所
得金額、課税退職所得金額及び課税山林
所得金額を有しない場合であって、当該
納税義務者の前年中の所得について、附
則第12条の3第1項、第12条の4第
1項、第13条第1項、第14条第1項、
第14条の2第1項、第14条の3第1
項又は第14条の4第1項の規定の適用
を受けるときは、第27条の7第2項に
規定する特例控除額は、同項の規定にか
かわらず、法附則第5条の5第2項(法
附則第5条の6第2項の規定により読み

読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第27条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条の2第4項の規定による申告書の提出(第29条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金(以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを

替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)

第5条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第27条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第29条の2第4項の規定による申告書の提出(第29条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを

行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 省略

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から

行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 省略

第5条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第27条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所

控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2～4 省略

5 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第30項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第31項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第31項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条

得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 省略

2～4 省略

5 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

6 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条

例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第40項に規定する

例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

22 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

23 法附則第15条第39項に規定する

条例で定める割合は、5分の4とする。

24 法附則第15条第44項に規定する
条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第45項に規定する
条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第47項に規定する
条例で定める割合は、0とする。

27 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額
の規定の適用を受けようとする者がすべ
き申告)

第6条の3 省略

2～5 省略

6 法附則第15条の8第4項の家屋につ

いて、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合

条例で定める割合は、5分の4とする。

24 法附則第15条第43項に規定する
条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する
条例で定める割合は、3分の2とする。

26 法附則第15条第46項に規定する
条例で定める割合は、0とする。

27 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額
の規定の適用を受けようとする者がすべ
き申告)

第6条の3 省略

2～5 省略

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合

住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 省略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 省略

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9

住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 省略

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 省略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 省略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9

項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等

(6) 省略

１０ 省略

１１ 法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第３１項に規定する補助金等

(6) 省略

１２ 法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日か

項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第２９項に規定する補助金等

(6) 省略

９ 省略

１０ 法附則第１５条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第１５条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第１２条第２９項に規定する補助金等

(6) 省略

１１ 法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日か

ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

13 省略

（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第6条の4 法附則第16条の2第1項

（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは

ら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

12 省略

第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第60条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければな

らない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（市街化区域農地に対して課する平成6

（市街化区域農地に対して課する平成6

年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第9条の2 省略

2 省略

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 中表以 外の部 分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。）
	省略	
省略		

（軽自動車税の税率の特例）

第12条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から

年度以降の各年度分の固定資産税の特例)

第9条の2 省略

2 省略

3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 中表以 外の部 分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。）
	省略	
省略		

（軽自動車税の税率の特例）

第12条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第

第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第71条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	1,000円
ア	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日ま

での間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	2,000円
ア	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2

号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	3,000円
ア	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

2 法附則第30条第2項第1号及び第2

号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分

5 法附則第30条第6項第1号及び第2

号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分

の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	1,000円
ア	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	2,000円
ア	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2

号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3, 900円	3, 000円
ア	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2

号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第71条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2～4 省略	2～4 省略
--------	--------

四項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項第一号中「第三十二項第一号」を「第三十三項第一号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第三十一項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十五項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十三項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17 法附則第十五条第十七項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両で総務省令で定めるものとする。

附則第十一条に次の二項を加える。

48 法附則第十五条第四十九項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する帰還環境整備推進法人が有料で借り受けた土地及び償却資産以外の土地及び償却資産とする。

49 法附則第十五条第五十項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、同項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十九条第一項に規定する使用権設定土地の面積の同法第十條第一項に規定する事業区域の面積に対する割合が四分の一未満である場合（当該事業区域の面積が五百平方メートル未満である場合を除く。）には、当該使用権設定土地及び当該使用権設定土地の区域内に所在する償却資産に限る。）のうち、法附則第十五条第五十項に規定する土地の使用権を取得した者が有料で借り受けたもの以外のものとする。

附則第十二条第三項中「並びに第十五条の七第一項及び第二項」を「第十五条の七第一項及び第二項並びに第十五条の八第四項第一号」に改め、同条第四十七項を同条第四十九項とし、同条第四十三項から第四十六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四十二項中「第二十五項各号」を「第二十七項各号」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十一項を同条第四十三項とし、同条第四十項を同条第四十二項とし、同条第三十九項中「第二十項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十八項を同条第四十項とし、同条第三十三項から第三十七項までを二項ずつ繰り下げ、同条第三十二項中「第二十五項各号」を「第二十七項各号」に改め、同

項を同条第三十四項とし、同条第三十一項を第三十三項とし、第三十項を第三十二項とし、第二十九項を第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十項各号」を「第二十二項各号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項を同条第二十九項とし、同条第二十四項から第二十六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二十三項第一号中「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項を第二十四項とし、第十六項から第二十一項までを二項ずつ繰り下げ、第十五項の次に次の二項を加える。

16 法附則第十五条の八第四項各号に規定する政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる特例適用家屋（同項に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）に代わるものと市町村長が認める家屋をいう。第一号及び第四号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特例適用家屋のうち法附則第十五条の八第四項第一号に規定する政令で定める住宅であるもの（以下この項及び次項において「特定特例適用住宅」という。）（次号に規定する特定特例適用住宅を除く。） 次に掲げる特定特例適用住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用住宅（区分所有に係る家屋である特定特例適用住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の特定特例適用住宅 当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、従前の家屋の床面積（当該従前の家屋が区分所有に係る家屋であるときは、法附則第十五条の八第四項に規定する移転補償金を受けた者が所有していた当該従前の家屋の専有部分の床面積。以下この項において同じ。）を当該特定特例適用住宅の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用住宅 当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る専有部分税額に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

二 特定特例適用住宅（法附則第十五条の八第四項第一号に規定する特定居住用部分（以下この号及び次号において「特定居住用部分」という。）以外の部分を有するものに限る。以下この号及び次号において同じ。）のうち特定居住用部分 次に掲げる特定居住用部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 区分所有に係る特定特例適用住宅以外の特定特例適用住宅に係る特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る固定資産税額（当該特定特例適用住宅に係る固定資産税額に、当該特定居住用部分の床面積の当該特定特例適用住宅の床面積に対する割合（当該特定居住用部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じ総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積を当該特定特例適用住宅のうち当該特定居住用部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合は、一）を乗じて得た額

ロ 区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分に係る特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る専有部分税額（当該専有部分に係る専有部分税額に、当該専有部分のうち当該特定居住用部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合（当該特定居住用部分と当該特定居住用部分以外の部分との間に、天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じ総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額をいう。）に、従前の家屋の床面積を当該区分所有に係る特定特例適用住宅の専有部分のうち当該特定居住用部分の床面積で除して得た数値（当該数値が一を超える場合には、一）を乗じて得た額

(抜 粋)

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第八十七号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十一の二中「法第二十条の十一の二に規定する金融機関等は、預貯金者等情報（同条を「金融機関等（法第二十条の十一の二に規定する金融機関等をいう。以下この条において同じ）」は、預貯金者等情報（法第二十条の十一の二に「第六条の二十二の三第一項及び第六条の二十二の七第二項」を「以下この章」に「その」を「当該金融機関等が保有する」に「附則第十条第九項第一号において」を「以下」に改める。

第六条の二十一の二の次に次の二条を加える。

（口座管理機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の三 口座管理機関（法第二十条の十一の三に規定する口座管理機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の三に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各社債等（法第二十条の十一の三に規定する社債等をいう。）に係る電磁的記録に当該口座管理機関が保有する当該口座管理機関の加入者（同条に規定する加入者をいう。次条において同じ。）の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。

（振替機関の加入者情報の管理）

第六条の二十一の四 振替機関（法第二十条の十一の四に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、加入者情報（法第二十条の十一の四に規定する加入者情報をいう。以下この条において同じ。）に関するデータベース（加入者情報に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）における各株式等（法第二十条の十一の四に規定する株式等をいう。）に係る電磁的記録に当該振替機関が保有する当該振替機関又はその下位機関（同条に規定する下位機関をいう。）の加入者の個人番号又は法人番号を記録しなければならない。

3 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第四十一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 施行日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の前日までの間における新法附則第十五条第二項の表附則第十五条第十三項、第二十三項、第二十四項、第二十七項、第四十三項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十項まで、第十五条の二第二項並びに新法附則第十五条の三の項及び新法附則第十五条の六の表附則第十五条第十三項、第二十三項、第二十四項、第二十七項、第四十三項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十項まで、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「及び第四十八項から第五十項まで」とあるのは、「第四十八項及び第四十九項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第十七条 新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の軽自動車税について適用し、平成三十年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十七條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十九年度分及び平成三十年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十八条 別段の定めがあるものを除き、三十一年十月新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後最初に行う地方税法第四百四十六條第三項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日以後に同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後最初に行う地方税法第四百五十一條第五項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日以後に同条第一項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

4 三十一年十月新法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成三十二年以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

5 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域については、平成二十三年三月三十一日を三十一年十月新法附則第五十三條の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、三十一年十月新法附則第五十七條第二項及び第三項並びに第五十八條第四項から第九項まで及び第十三項の規定を適用する。

6 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二條第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を三十一年十月新法附則第五十三條の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、三十一年十月新法附則第五十七條第二項及び第三項並びに第五十八條第四項から第九項まで及び第十三項の規定を適用する。

7 旧自動車持出困難区域のうち、平成二十八年改正法附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日の前日までに二十八年旧法附則第五十二條第二項第二号の規定による旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった区域については、当該旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日を三十一年十月新法附則第五十三條の二第二項第二号の規定による自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日とみなして、三十一年十月新法附則第五十七條第二項(第二号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

(事業所税に関する経過措置)

第十九条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成三十三年以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成三十二年分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第二十一条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成三十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(地方揮発油譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 第六條の規定による改正後の地方揮発油譲与税法(次項において「新地方揮発油譲与税法」という。)の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後に収納される地方揮発油税に係る地方揮発油譲与税について適用し、同日前に収納された地方揮発油税に係る地方揮発油譲与税については、なお従前の例による。

2 新地方揮発油譲与税法第二条第一項及び第七項並びに第三条第一項の規定により譲与すべき地方揮発油譲与税に係る新地方揮発油譲与税法第四条第一項の規定の適用については、平成四十六年度分の地方揮発油譲与税に限り、同項中「を、同条第七項」とあるのは「平成四十六年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年三月における収納に係る額の百分の五十八に相当する額」と同年四月及び五月の収納に係る額の百分の五十五に相当する額を、同条第七項」とを、同条第一項」とを譲与する」とあるのは「(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年四月及び五月の収納に係る額の百分の五十五に相当する額)を、同条第一項」とを譲与する」とあるのは「(同年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年三月における収納に係る額の百分の四十二に相当する額と同年四月及び五月の収納に係る額の百分の三十九に七に相当する額との合算額)を譲与する」とする。

(自動車重量譲与税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 第七條の規定による改正後の自動車重量譲与税法(次項から第五項までにおいて「平成三十一年新自動車重量譲与税法」という。)の規定は、施行日以後に収納される自動車重量税に係る自動車重量譲与税について適用し、施行日前に収納された自動車重量税に係る自動車重量譲与税については、なお従前の例による。

2 平成三十一年新自動車重量譲与税法第二条第一項の規定により譲与すべき自動車重量譲与税に係る平成三十一年新自動車重量譲与税法第三条第一項の規定の適用については、平成三十一年度分の自動車重量譲与税に限り、同項中「額を」とあるのは「額(平成三十一年六月に譲与すべきものについては、同表六月の項の下欄に掲げる額のうち、同年二月及び三月の収納に係る額に相当する額と同年四月における収納に係る額の三十四十八分の三三三三に相当する額との合算額)を」と、同項の表六月の項中「当該年度の初日の属する年の二月から四月までの間の」とあるのは「平成三十一年二月及び三月の収納に係る自動車重量税の収入額の三分の一に相当する額と同年四月における」と、「相当する額」とあるのは「相当する額との合算額」とする。

第三百十四条の七第一項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。）を支出し、これらの寄附金
第三百十四条の七第十一項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第一号寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。）の額
附則第五条の五第二項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同条第一項第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。）の額
附則第五条の七第二項	に特例控除対象寄附金	支出したものに限る。）
附則第七条の二第四項	特例控除対象寄附金	と、（限る。）とあるのは「限り、租税特別措置法第四十条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。」とする
送付	特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。）	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第十三条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第十二項の規定による同条第八項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新法第三百十四条の七第二項及び第九項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支出する新法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金について適用する。
- 5 新法第三百十四条の七第二項の規定による指定を受けようとする都道府県、市町村又は特別区（次項において「都道府県等」という。）は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以前において、新法第三百十四条の七第三項の規定の例により、同項に規定する申出書を提出することができる。
- 6 総務大臣は、前項の規定により新法第三百十四条の七第三項に規定する申出書があった場合には、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以前において、新法第三百十四条の七第二項、第七項、第八項及び第十項の規定の例により、同条第二項の規定による指定、同条第七項の規定による告示及び同条第八項の規定による地方財政審議会からの意見の聴取をすることができ、この場合において、その指定を受けた都道府県等は、同日において同条第二項の規定による指定を受けたものとみなす。
- 7 新法附則第七条第八項から第十三項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に支出する新法第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した旧法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、市町村民税の所得割の納税義務者が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成三十一年十二月三十一日までの間に支出する新法第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金に係る新法附則第七条第九項及び第十三項の規定の適用については、同条第九項中「を行う」とあるのは「又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第九項に規定する申告特例通知書の求めを行う」と、同条第十三項第三号中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。）と、「送付した」とあるのは「送付し、又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第十二項の規定により同条第八項に規定する申告特例通知書を送付した」とし、市町村民税の所得割の納税義務者が同年一月一日から同年五月三十一日までの間に支出した旧法第三百十四条の七第一項第一号に掲げる寄附金に係る旧法附則第七条第十三項の規定の適用については、同項第三号中「送付した」とあるのは「送付し、又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第七条第十二項の規定により同条第八項に規定する申告特例通知書を送付した」とする。
- 8 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度の法人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 9 新法附則第七条の五（法人の市町村民税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度の法人の市町村民税について適用する。
- 10 新法第三百十七条の二第六項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に平成三十二年以後の年度分の個人の市町村民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日以前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成三十一年度分までの個人の市町村民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 11 三十二年新法第三百十七条の三第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき三十二年新法第三百十七条の二第二項に規定する給与について提出する三十二年新法第三百十七条の三の二第二項及び第二項に規定する申告書について適用する。
- 12 三十二年新法第三百十七条の三の三第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する三十二年新法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書について適用する。
- 13 三十二年新法附則第四十四條の二第六項から第十項までの規定は、平成三十二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 14 第十五条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十三年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 15 （固定資産税に関する経過措置）
- 16 第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 17 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号、第四項において「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 三十二年新法附則第四十四条の二第一項から第五項までの規定は、平成三十二年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第四條 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三十三年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第五條 新法附則第八條の五の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

2 新法附則第九條第二十二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

第六條 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法(附則第十一条及び第十八条において「三十二年十月新法」という。)第七十二條の二十四の七並びに附則第九條の二及び第九條の二の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての地方税法第七十二條の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「六・三倍」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第七條 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第八條 附則第一条第十三号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十三條の二十七の六第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日以前の同号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十三條の二十七の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第九條 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第十條 新法の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十四條第三項の規定により納税義務を免除される平成二十九年分及び平成三十年分までの自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十一條 別段の定めがあるものを除き、三十一年十月新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後最初に行う地方税法第四百九十九條第三項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日以後に同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後最初に行う地方税法第五百七十七條第五項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、平成三十三年四月一日以後に同条第一項から第四項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

4 三十一年十月新法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

5 平成二十四年四月一日から地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この条及び附則第十八条において「平成二十八改正法」という。)附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以前までの間に総務大臣が平成二十八改正法第二条の規定による改正前の地方税法(以下この条及び附則第十八条において「二十八年旧法」という。)附則第五十二條第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域(以下この条及び附則第十八条において「旧自動車持出困難区域」という。)のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十七号)の施行の日以後最初に二十八年旧法附則第五十二條第二項第一号の規定により指定して公示した区域(次項及び附則第十八条において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。)については、平成二十三年三月十一日を三十一年十月新法附則第五十三條の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域(以下この条及び附則第十八条において「自動車等持出困難区域」という。)を指定する旨の公示があつた日となし、同項並びに三十一年十月新法附則第五十三條の二第三項並びに第五十四條第二項、第三項及び第七項の規定を適用する。

6 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二條第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日を三十一年十月新法附則第五十三條の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日とみなして、同項、同条第三項並びに三十一年十月新法附則第五十四條第二項、第三項及び第七項の規定を適用する。

7 旧自動車持出困難区域のうち、平成二十八年改正法附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以前までに二十八年旧法附則第五十二條第二項第二号の規定による旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた区域については、当該旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日を三十一年十月新法附則第五十三條の二第二項第二号の規定による自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日とみなして、同項(同号に係る部分に限る。)の規定を適用する。

第十二條 附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十七條の六第一項の規定は、平成三十四年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、平成三十三年度分までの同号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十七條の六第一項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

2 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成三十二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第十三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四條の七第一項及び第十一項並びに附則第五條の五第二項、第五條の六第二項、第五條の七第二項並びに第七條の二第四項及び第五項の規定は、平成三十二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三十四條の七第一項及び第十一項並びに附則第五條の五第二項、第五條の七第二項及び第七條の二第四項の規定の適用については、平成三十二年以後の年度分の個人の市町村民税に限り、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新法第三十四條の七第一項及び第十一項並びに附則第五條の五第二項、第五條の七第二項及び第七條の二第四項の規定の適用については、平成三十二年以後の年度分の個人の市町村民税に限り、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

を「千分の四百十六」に改める。

千分の四百一	千分の四百七十五
四百一分の三百三十三	四百七十五分の四百七
四百一分の六十八	四百七十五分の六十八
四百一分の三百三十三	四百七十五分の四百七
四百一分の六十八	四百七十五分の六十八
千分の四百一	千分の四百七十五

千分の四百十六	四百十六分の三	四百十六分の八
---------	---------	---------

千分の四百十六	千分の四百九十
四百十六分の三百三十三	四百九十分の四百七
四百十六分の八十三	四百九十分の八十三
四百十六分の三百三十三	四百九十分の四百七
四百十六分の八十三	四百九十分の八十三
千分の四百十六	千分の四百九十

に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中地方税法第三十七条の二、第四十五条の二第一項ただし書、第三百十四条の七及び第三百十七条の二第一項ただし書の改正規定並びに同法附則第五条の五から第五条の七まで、第七条、第七条の二及び第三十三条の二第三項第四号の改正規定、同条第七項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の三第三項第四号の改正規定、同条第七項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十四条第三項第四号の改正規定、同条第六項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五条第四項第四号の改正規定、同条第八項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五条の二第四項第四号の改正規定、同条第八項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五条の三第二項第四号の改正規定並びに同条第五項第四号の改正規定（同条第二項）を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、並びに次条第二項から第四項まで及び第七項並びに附則第十三条第二項から第四項まで及び第七項、第三十一条（外国人居留者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百

四十四号) 第八条第三項第五号及び第六項第五号の改正規定並びに同条第八項第五号及び第十一項第五号の改正規定(及び第二項)を「及び第十一項」に、「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。)並びに第三十二条(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号) 第三条の二の二第五項第五号及び第八項第五号の改正規定並びに同条第十一項第五号及び第十四項第五号の改正規定(同条第二項)を「同条第十一項」に改める部分に限る。)の規定 平成三十一年六月一日

二 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第六条、第十一条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日

第二條中地方稅法第二十三條第一項第十二號の次に一號を加える改正規定、同法第三十四條第

一項第十一号の改正規定 同法第四十五條の二に一項を加える改正規定 同法第四十五條の三の二及び第四十五條の三の三の改正規定、同法第二百九十二条第一項第十二号の次に一号を加える

改正規定、同法第二百十四条の二第一項第十一号の改正規定、同法第二百十七条の二中第八項を

第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に一項を加える改正規定並

びに同法第二百十七条の三の一、第二百十七条の三の三、第二百十七条の四、第二百十七条の五

及び第二百二十四条の改正規定並びに附則第三条及び

第十四条の規定 平成三十二年一月一日

四 第三条（次号から第八号まで及び第十三号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成三十二年四

月一日

五 第三条中地方税法第二十四条の五第一項第二号の改正規定 同法第四十五条の二第二項第八号

を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を加える改正規定、同法第二百九十五条第一項第二号

の改正規定及び同法第三百十七條の二第一項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に一号を

六 第三條中地方税法附則第十二條の三、一頁を叩ぬる故王現室、同法附則第十二條の四第四頁故加える改正規定並ひに附則第四條 第十五條及び第三十三條の規定 平成三十三年一月一日

第三條中地方稅法附則第十二條の三は一項を加ふる改正規定、同法附則第十二條の四第四項及び第五項を削る改正規定、同法附則第十二條の五第一項及び第三十條第一項の改正規定、同条に

一項を加ふる改正規定並びに同法附則第三十條の二第一項の改正規定並びに同法附則第十二條第二項

及び第十九条の規定 平成三十三年四月一日

七 第三条中地方税法第七十二条の五十七の二第二項、第七十二条の五十七の三第一項、第三百二

十一條の七の十三第一項及び第三百二十一條の七の十四第一項の改正規定 平成三十四年一月一

八 第三条中地方税法第一百七十七条の六第一項の改正規定及び第八条並びに附則第十二条第一項及

び第二十四条の規定 平成三十四年四月一日

九 第六条及び第九条並びに附則第二十二條、第二十五條及び第三十條第三項の規定 平成四十六

年四月一日

十 第十条及び附則第二十六条の規定 平成四十七年四月一日

十一 第一条中地方税法附則第十五條に二項を加える改正規定（同條第五十項に係る部分に限る。）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一

項ただし書に規定する規定の施行の日

第十二条中地方税法附則第三十三条第五項の改正規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の

一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号）の施行の日

十三 第三條中「地方税法第七十三條の二十の六の改正規定並ひに同法附則第十條に一項を加える」とあるを「地方税法第七十三條の二十の六の改正規定並ひに同法附則第十條に一項を加へる」とする。

改正規定及び同法附則第十五条第四十三項の改正規定並てに附則第八條の規定
農林省令第一〇九號
昭和三十一年法律第二十二號

業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第
号）附則第一條第一

品に掛ける規定の旅費の日

附則第三十条第一項中「三輪以上」を「平成十八年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた三輪以上」に、「第三項第一号及び第六項第一号」を「次項第一号」に、「第三項第二号及び第六項第二号」を「同項第二号」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項中「第三項の表」を「次の表」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項第一号において「排出ガス保安基準」という。）に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に改め、同項に次の表を加える。

第二号ロ	三千九百円	千円
	六千九百円	千八百円
第二号ハ	一万八千円	二千七百円
	三千八百円	千円
	五千円	千三百円

附則第三十条第六項を同条第二項とし、同条第七項中（以上の軽自動車）の下に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）」を加え、「第四項の表」を「次の表」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同項第一号中「エネルギー消費効率率」を「平成二十二年基準エネルギー消費効率率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四十七条第二号イに規定するエネルギー消費効率率（以下この条及び次項第一号において「エネルギー消費効率率」という。）が同法第四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費効率率（次号において「基準エネルギー消費効率率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第二号において「平成二十七年基準エネルギー消費効率率」という。）に改め、同項に次の表を加える。

第二号ロ	三千九百円	二千円
	六千九百円	三千五百円
第二号ハ	一万八千円	五千四百円
	三千八百円	千九百円
	五千円	二千五百円

附則第三十条第七項を同条第三項とし、同条第八項中「第五項の表」を「次の表」に、「同条第一項」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第二号ロ	三千九百円	三千円
	六千九百円	五千二百円
第二号ハ	一万八千円	八千円
	三千八百円	二千九百円
	五千円	三千八百円

附則第三十条第八項を同条第四項とし、同条第九項を削る。

附則第三十条第二項中「前条第三項から第八項まで」を「前条第二項から第四項まで」に改め、若しくは粒子状物質の排出量」を削り、「同条第三項から第八項まで」を「同条第二項から第四項まで」に改める。

附則第三十二条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則第三十二条の二の次に次の表を加える。

（事業所税の非課税）

第三十二条の三 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（次項において「特定農業協同組合連合会」という。）は、第七百一条の三十四第二項の規定の適用については、法人税法第二十一条第一項（同項の表第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、法人税法第二十一条第七号の協同組合等に該当しないものとみなす。

附則第三十三条第一項から第四項までの規定中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十一年六月三十日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成三十二年分」に改め、同条第六項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の二第三項第四号中「同条第二項及び」を「同条第十一項及び」に改め、同条第六項中「につき前項」を「につき同項」に改め、同条第七項第四号中「附則第五條の四の二第六項」を「附則第五條の四の二第五項」に改める。

附則第三十三条の三第三項第四号中「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第七項第四号中「附則第五條の四の二第六項」を「附則第五條の四の二第五項」に改め、同条第十一項に改める。

附則第三十四条第三項第四号中「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第六項第四号中「附則第五條の四の二第六項」を「附則第五條の四の二第五項」に改め、同条第十一項に改める。

附則第三十五条第四項第四号中「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五條の四の二第六項」を「附則第五條の四の二第五項」に改め、同条第十一項に改める。

附則第三十五条の二第四項第四号中「同条第二項」を「同条第十一項」に改め、同条第八項第四号中「附則第五條の四の二第六項」を「附則第五條の四の二第五項」に改め、同条第十一項に改める。

の始期に該当する日（以下この項において「使用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該使用開始日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度（当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日以前に同条第二項第三号に規定する当該土地の使用権の存続期間が満了する場合に、当該存続期間の満了する日の属する年の一月一日を賦課期日とする年度。までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。）

附則第十五条の二 第二項中「前条第十六項」の下に「若しくは第十七項」を加え、同条第二項中「前条第十六項」の下に「第十七項」を加え、第三十四項を「第三十五項」に改める。

附則第十五条の六 第一項中「附則第十五条の八第一項及び第三項、第十五条の九第一項並びに」を「附則第十五条の八、第十五条の九第一項及び」に、「附則第十五条の八第一項から第三項まで」を「附則第十五条の八」に、「この条及び次条」を「この条から附則第十五条の八まで」に改め、同条第二項中「附則第十五条の八第一項から第三項まで」を「附則第十五条の八」に改め、同条第十五条の七 第一項中「次条第一項から第三項まで」を「次条」に改め、同条第二項中「又は第三項」を「第三項又は第四項」に改める。

附則第十五条の八 第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の下に「（以下この項において「第一種市街地再開発事業」という。）を加え、掲げる」を「規定する」に改め、については「の下に」、第四項の規定の適用がある場合を除きを加え、同法第二条第一号に規定する」を削り、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に「若しくは次項」を「次項若しくは第三項」に改め、同条第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に「掲げる」を「規定する」に改め、については「の下に」、次項の規定の適用がある場合を除きを加え、同条に次の一項を加える。

4 市町村は、河川法第六條第二項（同法第百條第一項において準用する場合を含む。）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について、移転補償金を受けた者が、平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に、当該土地の上に当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとす。

一 当該家屋が移転補償金を受けた者が所有する住宅で政令で定めるものである場合 当該家屋に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者（移転補償金を受けた者に限る。以下この号及び次号において同じ。）に政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の二に相当する額（当該家屋のうち人の居住の用に供する部分で政令で定めるもの（イ及びロにおいて「特定居住用部分」という。）以外の部分を有する家屋にあつては、次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合算額）

イ 特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者（イ及びロにおいて「特定居住用部分」という。）に政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の二に相当する額

ロ 特定居住用部分以外の部分 当該部分に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者（イ及びロにおいて「特定居住用部分」という。）に政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額

二 当該家屋が移転補償金を受けた者が所有する前号に規定する住宅以外の家屋である場合 当該家屋に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る家屋にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者（イ及びロにおいて「特定居住用部分」という。）に政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額

附則第十六条の次に次の一条を加える。

（平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）
第十六条の二 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたものの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに對して課する平成三十一年度又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の二第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 平成二十八年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成三十一年度又は平成三十二年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成三十一年度又は平成三十二年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の二第一項」とあるのは、「附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百五十二條の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に對して課する平成三十一年度又は平成三十二年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二條第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十條の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価額の三分の一の額とする。

所有権不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から平成三十三年三月三十一日までの間に同法第十五条の規定により同法第二条第二項に規定する特定所有者不明土地について同法第十条第一項第一号に規定する土地使用権を取得し、者が当該特定所有者不明土地を使用する同法第二条第三項の規定する地域福利増進事業により整備する施設用の供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、同法第十三条第二項第二号に規定する当該土地使用権

三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「同号」を「第一号」に、「第二項」を「第十一項」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下この項から第十三項までにおいて「都道府県知事等」という。）に、「当該地方団体の長」を「当該都道府県知事等」に改め、同条第九項中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第十項第三号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同条第十一項及び第十二項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第十三項中「地方団体に対する寄附金に係る」を「特例控除対象寄附金に係る」に改め、同条第三号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改め、同条第四号中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改める。

附則第七條の二第一項中「第三十七條の二第一項第一号に掲げる寄附金」を「第三十七條の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に、「第二項」を「第十一項」に改め、同条第二項中「第三十七條の二第二項」を「第三十七條の二第十一項」に改め、同条第四項中「第三百十四條の七第一項第一号に掲げる寄附金」を「第三百十四條の七第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に、「第二項」を「第十一項」に改め、同条第五項中「第三百十四條の七第二項」を「第三百十四條の七第十一項」に改める。

附則第七條の四の次に次の見出し及び二條を加える。

(法人の道府県民税及び市町村民税の非課税)

第七條の五 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に「農業協同組合中央会」という文字を用いるもの」とする。

第七條の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第二十三條第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会（第三項において「大会」という。）の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この項及び次項において「大会関連外国法人」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の平成三十二年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（以下この条において「特定事業年度」という。）に限り、第二十四條第一項の規定にかかわらず、道府県民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、大会関連外国法人が租税特別措置法第六十七條の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（以下この条において「大会関連事業」という。）以外の事業を行う場合は、この限りでない。

2 大会関連外国法人は、当該大会関連外国法人が道府県の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第五十三条第一項の規定にかかわらず、当該道府県の知事に対しては、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

3 市町村は、恒久的施設を有する外国法人（第二百九十二条第一項第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この条において「大会関連外国法人」という。）に対しては、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第二百九十四条第一項の規定にかかわらず、市町村民税の均等割及び法人税割を課することができない。ただし、大会関連外国法人が大会関連事業以外の事業を行う場合は、この限りでない。

4 大会関連外国法人は、当該大会関連外国法人が市町村の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第三百二十一条の八第一項の規定にかかわらず、当該市町村の長に対しては、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

附則第八條第三項中「第四十二條の第四第三項」を「第四十二條の第四第四項」に、「第四十二條の第四第六項」を「第四十二條の第四第七項」に改め、同條第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第四十二條の第四第五項」を「第四十二條の第四第六項若しくは第四十三條の第四第四項又は第五項」を「第四十二條の第四第五項又は第六項」に、同條第六項若しくは「第七項」を「同條第七項」に改め、「これらの規定」とあるのは「第二十三條第一項第四号イ及び第二百九十二條第一項第四号イ」と、「二」を削り、「第四十二條の第四第一項及び第二項」と「及び第六十六條の九の三」とあるのは「並びに第六十六條の九の三」と、第二十三條第一項第四号ロ及び第二百九十二條第一項第四号ロ中「第四十二條の四」とあるのは「第四十二條の第四第一項及び第二項」と、「及び第四十二條の十二の六」とあるのは「並びに第四十二條の十二の六」を「第四十二條の第四第一項から第三項まで」に改め、同條第三項中「第六十八條の九第三項」を「第六十八條の九第四第一項に「第六十六項」を「第七項」に改め、同條第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「又は第六項」を「又は第七項」に、「同條第四項又は第五項」を「同條第五項又は第六項」に、「第六項又は第七項」と、「二」を「又は第七項」とに、「第六十八條の九第一項及び第二項」と、「及び」とあるのは「並びに」を「第六十八條の九第一項から第三項まで」に改める。

附則第八條の四の次に次の見出し及び二條を加える。

(事業税の非課税)

第八條の五 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十八条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものに対する第七十二条の五第一項及び第七十二条の二十四の七第五項の規定の適用については、第七十二条の五第一項第五号中「に限る。第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第五項において『特定農業協同組合連合会』という。」とあるのは「第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第五項において『特定農業協同組合連合会』という。』及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（同項において『特定組織変更に後農業協同組合連合会』という。）に限る」と、第七十二条の二十四の七第五項第一号中『特定農業協同組合連合会』とあるのは『特定農業協同組合連合会及び特定組織変更に後農業協同組合連合会』とする。

第八條の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人（第七十二條第一項第五号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。）のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者（以下この条において「大会関連外国法人」という。）が行う租税特別措置法第六十七條の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る事業（次項において「大会関連事業」という。）に對しては、当該大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から平成三十二年十二月三十一日までの間に開始する各事業年度（次項において「特定事業年度」という。）に限り、第七十二條の二第一項の規定にかかわらず、事業税を課することができない。

2 大会関連外国法人は、当該大会関連外国法人が道府県の区域内において有する恒久的施設を通じて行う事業が大会関連事業のみである場合には、当該大会関連外国法人の特定事業年度に限り、第七十二条の二十五第一項、当該道府県の知事に対しては、これらの規定による申告書を提出することを要しない。

参考

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年三月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第二十号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七百九十条」を「第七百九十条の二」に改める。

第十七条の六第一項第四号中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項若しくは第二項」に改める。

第二十條の五の二中「ときは」の下に「次項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

2 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織(第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)の故障その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者であつて、当該期限までに当該行為のうち、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(次項において「機構」という。)を経由して行う同号イに掲げる通知の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、当該理由がなくなつた日から二ヶ月を超えてはならない。

3 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、地方団体の長及び機構に通知しなければならない。

第二十條の九の五第一項中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「次の各号の二」を「次の各号のいずれか」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第三号中「前各号の二」を「前二号のいずれか」に改める。

第三十七條の二第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額」を「特例控除対象寄附金の額の合計額」に改め、同項第一号中「特別区」の下に「以下この条において「都道府県等」という。」を加え、同項第四号中「第三項」を「第十二項」に改め、同条第五項を第十四項とし、第四項を第十三項とし、第三項を第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第一項の次に次の九項を加える。

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合に、当該基準及び次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

3 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、同項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

4 第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

5 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

6 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し(次項及び第十項において「指定の取消し」という。)をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金(第十一項において「特例控除対象寄附金」という。)であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

10 第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第四十五條の二第二項ただし書中「第二項」を「第十一項」に改める。

第五十三條第四十四項及び第四十五項並びに第七十二條の二十五第二項、第四項及び第十四項中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項又は第二項」に改める。

第七十二條の二十七中「第二十條の五の二」を「第二十條の五の二第一項」に改め、「ところにより」の下に「又は同条第二項の規定により」を加える。

第九百一十一條の二中「及び」を「を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は第七百四十七條の二第一項の規定により第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に、「場合には」を「ときは」に、「条例の」を「条例で」に改める。

第三百十四條の七第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額」を「特例控除対象寄附金の額の合計額」に改め、同項第一号中「特別区」の下に「以下この条において「都道府県等」という。」を加え、同項第四号中「第三項」を「第十二項」に改め、同条第五項を第十四項とし、第四項を第十三項とし、第三項を第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第一項の次に次の九項を加える。

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合に、当該基準及び次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。